

5月 健康ぞよみ

■ 3・4カ月児健診

▶対象＝平成27年1月生まれ
▶持参品＝問診票・母子健康手帳・バスタオル

日	対象地区	場所	受付時間
12 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草	天草中央保健福祉センター	12:30~12:45
20 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	12:45~13:00
21 ㊦	牛深(向辺田を含む)、河浦	牛深支所	13:00~13:15
26 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草	天草中央保健福祉センター	12:30~12:45

■ 7・8カ月児健診

▶対象＝平成26年9月生まれ
▶持参品＝問診票・母子健康手帳・バスタオル

日	対象地区	場所	受付時間
14 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草	天草中央保健福祉センター	12:30~12:50
20 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	13:00~13:15
21 ㊦	牛深(向辺田を含む)、河浦	牛深支所	13:15~13:30

■ 1歳6カ月児健診

▶対象＝平成25年10月生まれ
▶持参品＝問診票・母子健康手帳・バスタオル

日	対象地区	場所	受付時間
19 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	12:30~12:50
27 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	12:45~13:00

※本渡(志柿・瀬戸・下浦)・有明・御所浦・倉岳・栖本地区は、平成25年9~10月生まれが対象です。
※牛深・天草(高浜・大江)・河浦地区の平成25年10~11月生まれは、6月に実施予定です。

◆ 5カ月児育児学級

▶対象＝平成26年12月生まれの子どもと保護者
▶時間＝9:45~11:30
▶持参品＝母子健康手帳・3~4カ月健診で配布した離乳食のパンフレット・バスタオル

日	内容	場所
15 ㊦	子育てのお話し、離乳食のお話し	天草中央保健福祉センター

※参加を希望する人は5月8日㊦までに、電話で天草中央保健福祉センターへ申し込んでください。

問
天草中央保健福祉センター(亀場町) ☎240620・243737
天草東保健福祉センター(栖本町) ☎663355
天草西保健福祉センター(河浦町) ☎753301

■ 3歳児健診

▶対象＝平成24年4月生まれ
▶持参品＝問診票・母子健康手帳・バスタオル・尿

日	対象地区	場所	受付時間
7 ㊦	牛深、天草(高浜・大江)、河浦	天草西保健福祉センター	12:45~13:15
28 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	12:30~12:50

※牛深・天草(高浜・大江)・河浦地区は平成24年3~4月生まれが対象です。
※本渡(志柿・瀬戸・下浦)・有明・御所浦・倉岳・栖本地区の平成24年4月~5月生まれは、6月に実施予定です。

■ 5歳児健診

▶対象＝健診日の2週間前に個別にお知らせします。
▶持参品＝問診票(未就園児のみ)・母子健康手帳・水筒

日	対象地区	場所	受付時間
7 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	12:45~13:15
14 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	
21 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	

※月によっては、翌月の健診対象になることもあります。通知でご確認ください。

◆ 健康相談

▶対象＝どなたでも
▶受付時間＝10:00~11:00
▶持参品＝健康手帳・母子健康手帳・バスタオル

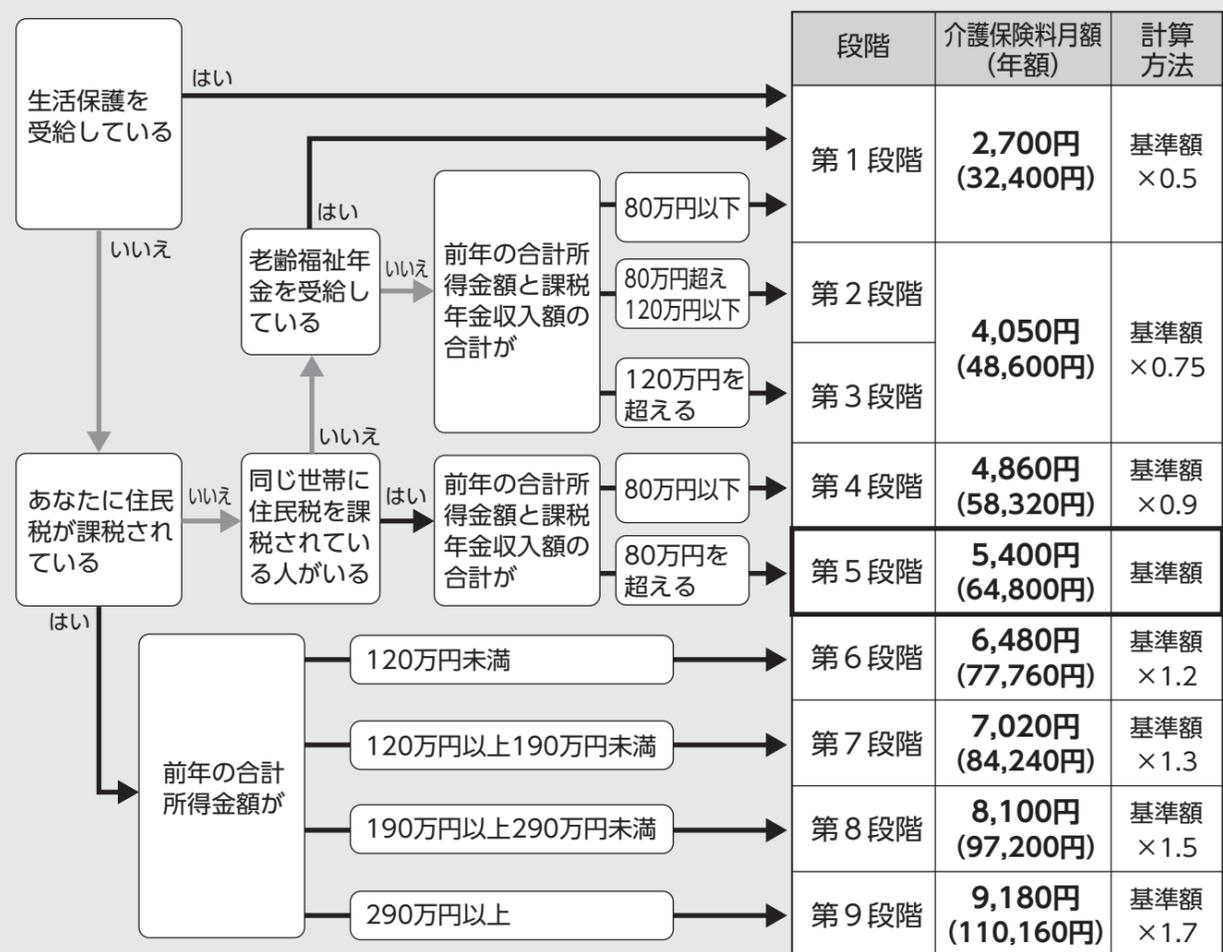
日	場所
11 ㊦	天草中央保健福祉センター、いさな館(御所浦支所の2階)、天草西保健福祉センター、牛深支所
18 ㊦	有明保健センター、天草支所
25 ㊦	天草中央保健福祉センター、天草東保健福祉センター、牛深支所

65歳以上の人の介護保険料が変わります

市では、平成27~29年度を計画期間とする高齢者福祉と介護保険の円滑な運営に向けた基本方針「健やか生きいきプラン」を策定し、65歳以上の人の介護保険料の基準月額と所得段階区分の見直しを行いました。

■基準月額＝市内の高齢者人口の推移が横ばいである一方で、今後も介護サービスの利用者数の増加が見込まれることなどから、月額4,900円を5,400円に変更しました。

■所得段階区分＝所得水準に応じた保険料が設定できるように、6段階から9段階に変更しました(下表参照)。



◆保険料の通知と納付方法 ※①は6月に、②は8月に保険料の決定通知書を送付します。

①納付書や口座振替による納付(普通徴収)
対象＝老齢(退職)・遺族・障害年金の受給年額が18万円未満の人。年度途中に65歳になった人や転入した人など。
納付方法＝9期に分けて、納付書や口座振替で納めます(6月~翌年2月)。

②年金からの差し引き(特別徴収)
対象＝老齢(退職)・遺族・障害年金の受給金額が18万円以上の人。
納付方法＝2カ月ごとに支払われる年金から、2カ月相当分の保険料が差し引かれます(4・6・8・10・12・翌年2月)。

介護保険制度改正トピックス

4月から、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象になりました(要介護1~2の人でも特例的に入所が認められる場合があります)。

問本庁・高齢者支援課